

興行場営業を始める方に

興行場を営業しようとする場合は、興行場法の規定により、営業許可を受けなければなりません。ついては、次の事項に注意して許可申請を行ってください。

興行場法以外の法令で規制を受ける場合がありますので、事前に関係機関と協議してください。

関係法令：建築基準法、消防法、都市計画法、食品衛生法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律、景観法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）等
なお、興行場関係には、次の組合があります。

広島県興行生活衛生同業組合 広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル TEL 082-293-9919

1 許可申請

営業施設は、「構造設備等の基準」に適合しなければなりません。

また、営業開始後は、「興行場について講ずべき措置の基準」が定められていますので、十分に内容を理解の上、施設の設計・営業の準備を行ってください。

なお、施設の確認検査を営業開始前に行いますので、おおむね営業開始予定日の20日程度前までに申請してください。

申請手数料 22,000円
8,000円（※季節的又は一時的に仮設する場合）

【添付書類】

施設の敷地周囲の見取図	周囲おおむね100m以内の状況がわかるもの
図面	◆平面図：観覧室（観覧席・舞台・通路）・喫煙所・便所・食堂・ロビー・売店・座布団等保管設備・清掃用具保管設備 ◆配置図：敷地内における建物・関係設備の配置がわかるもの。
換気設備の概要及び略図	◆概要：換気能力、換気回数等 ◆略図：外気取入口から給排気口まで
定款又は寄附行為の写し	法人による申請の場合

※ 申請施設が既設の場合（名義変更等）、申請時に次の書類も添付

消防法令適合通知書	関係消防機関により交付されたもの
検査済証又は仮使用承認通知書の写し	建築基準法の規定によるもの （規模・構造により確認検査を必要としない場合がある。）

2 しゅん工届（新設・増改築の場合）

許可申請施設がしゅん工したとき、届け出てください。

【添付書類】

消防法令適合通知書	関係消防機関により交付されたもの
検査済証又は仮使用承認通知書の写し	建築基準法の規定によるもの （規模・構造により確認検査を必要としない場合がある。）

3 公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止

営業者又は興行場の管理者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をする者に対して、その行為を制止しなければなりません。（入場者もこのような行為をしてはいけません。）

4 その他

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

- **変更届**……申請書等に記載した事項を変更した場合、10日以内に届け出ること。

例：営業者の氏名（結婚等による）、営業者の住所、営業施設の名称、構造設備 等

※ 営業者の変更、施設の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規手続になるので必ず事前に連絡・相談を行ってください。

【変更事項／添付書類】

営業者の氏名（結婚等）	戸籍抄本等………原本は確認後、返却します。
営業者の住所	なし
営業施設の名称	なし
法人の名称、事務所所在地、代表者氏名	登記事項証明書（法人が営業者の場合）
興行場の形態	なし
構造設備	変更前後の関係図面、消防法令適合通知書、建築確認証の写し

- **廃止届・停止届**…営業を廃止又は停止した場合は、10日以内に届け出ること。

【添付書類】

許可指令書（営業を廃止した場合）

- **承継届**……譲渡、相続、又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届け出ること。

※ 相続の場合、速やかに手続を照会してください。また、法人合併等の場合、早期の段階で事前に連絡・相談してください。

【添付書類】

譲渡の場合 ※譲受人が届出	◆営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等の写し等） ※当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が確認できるもの ◆法人の場合は、定款又は寄附行為の写し ◆承継に係る申立書 ※譲渡前の届出内容から変更がないことを確認し記入
相続の場合	◆戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し ※ 相続人のすべてがわかるもの ◆相続人全員の同意書 ※ 相続人が承継者本人のみの場合は不要
合併・分割の場合	◆定款又は寄附行為の写し ◆登記事項証明書

詳しくは、三原市生活環境課へお問い合わせください。

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
三原市 生活環境部 生活環境課 市民生活係
TEL (0848) 67-6178 FAX (0848) 64-4103

R5.12.13 作成